

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆JPX ウェブサイトの利便性向上のためのアンケート調査を実施中
- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。  
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 138

平成 26 年度の証券検査の状況について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 杉山 真

平成 27 年 6 月 30 日に公表した平成 26 年度の「証券取引等監視委員会の活動状況」については、前回 7 月 1 日の本メールマガジンにおいて紹介いたしました。今回は、そのうち、平成 26 年度の証券検査（金融商品取引業者等への検査）

の状況について、詳しく紹介したいと思います。

なお、更に詳しくはこちら（ [http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n\\_26/n\\_26a.pdf](http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_26/n_26a.pdf) ）  
をご覧ください。

## 1. 検査実績及び検査結果の概要

### （1）第一種金融商品取引業者に対する検査

平成26年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等は計87業者であり、このうち36業者において問題点が認められました。これら36業者の問題点は、不公正取引に関するものが7業者、投資者保護に関するものが16業者、財産・経理等に関するものが5業者、その他業務運営に関するものが18業者となっています。このうち3業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行いました。

平成26年度においては、市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢を適切に整備せず、相場操縦行為を看過していた問題や、利益の相反するファンド間で価格が下落した私募債を簿価で取引し、顧客に損失を生じさせていた問題が認められました。

また、日経平均株価等の銘柄入替え日の前日などには引値保証取引などのために市場の公正な価格形成を歪める取引が行われる可能性があるにもかかわらず、特定日の取引などに着目した売買審査を行っていないなど、売買審査態勢に不備がある事例が認められました。

このほか、顧客からの苦情が増加しているにもかかわらず、発生原因を分析し、顧客対応の改善や再発防止策の策定に活用するなどの対応を行っていない等の事例が認められました。

### （2）第二種金融商品取引業者に対する検査

平成26年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計94業者であり、このうち28業者において問題点が認められました。これら28業者の問題点は、投資者保護に関するものが23業者、財産・経理等に関するものが8業者、その他業務運営に関するものが17業者となっています。このうち5業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行いました。

### （3）投資助言・代理業者に対する検査

平成26年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計38業者であり、このうち15業者において問題点が認められました。これら15業者の問題点は、投資者保護に関するものが11業者、その他業務運営に関するものが9業者となっています。このうち6業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行いました。

平成26年度においては、無登録で店頭デリバティブ取引の媒介及び外

国株式等の募集又は私募の取扱いを行う問題が認められました。

#### (4) 投資運用業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した投資運用業者等は計 15 業者であり、このうち 5 業者において問題点が認められました。これら 5 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 5 業者となっています。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行いました。

平成 26 年度においては、年金基金との間で投資一任契約を締結しながら、ファンドに不利な取引に何ら対応せず年金基金に損失を与えたという忠実義務違反等の問題が認められました。

#### (5) 金融商品仲介業者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 16 業者であり、このうち 3 業者において問題点が認められました。これら 3 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 2 業者、その他業務運営に関するものが 2 業者となっています。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行いました。

平成 26 年度においては、外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為等の問題が認められました。

#### (6) 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 26 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 24 業者であり、このうち 22 業者において問題点が認められ、16 業者について検査結果の公表を行いました。

具体的には、適格機関投資家からの出資を受けずに適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行いファンドを勧誘する行為等の金商法違反行為や、出資・運用の杜撰な管理、金融商品取引業者の合意の下、当該業者の名義を用いてファンドを勧誘する行為、ファンド出資金の会社経費や配当・償還金への流用等の投資者保護上問題のある行為が認められました。

## 2. 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

近年、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための同法第 187 条に基づく調査の活用を図っていま

す。

平成 26 年度においては、6 件について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。

### 3. 終わりに

証券取引等監視委員会としては、今後とも、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対しては、証券検査等の権限を適切に行使し、厳正に対処してまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

#### ■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>